租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第九十八号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に、「第八節　譲渡所得等」を「第七節の四　譲渡所得等」に、「第八節の二　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）」を「第八節　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の八―第二十五条の十五）
第八節の二　特定暗号資産の譲渡による所得の課税の特例等（第二十五条の十五の二・第二十五条の十五の三）」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の四」に改める。

第一条の四第三項中「に規定する政令」を「及び第五号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「第三条第一項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第一号中「同項第四号」の下に「又は第五号」を、「した法人」の下に「又は同号に規定する該当することとなる法人（次項第一号及び第二号において「対象者等同族会社」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

6　法第三条第一項第五号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第三条第一項第五号に規定する特定法人（以下この項において「特定法人」という。）が同族会社公社債（対象者等同族会社が発行する公社債をいう。以下この項において同じ。）の利子の支払を受ける場合において、同号に規定する対象者その他の政令で定める者（以下この項において「対象者等」という。）が特定法人公社債（当該特定法人が発行する公社債をいう。以下この号において同じ。）の利子の支払を受けるときにおける当該特定法人公社債につき次に掲げる契約が締結されていることにより、当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

イ　当該特定法人公社債に係る債務を担保するため、当該同族会社公社債を担保に供することとされている契約

以後中略

9　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等　当該事業年度の収益事業から生じた所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の合計額

二　恒久的施設を有する外国法人　次に掲げる法人税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の恒久的施設帰属所得（同法第百四十二条第一項に規定する恒久的施設帰属所得をいう。イにおいて同じ。）に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の二の二の規定により当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

ロ　法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得　当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（人格のない社団等については、収益事業から生じた所得の金額に限る。）及び同法第百四十二条の十の規定により準じて計算する同法第百四十二条第二項の規定により同法第五十七条又は第五十九条の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額から同法第百四十二条の十の規定により同法第百四十二条の二の二の規定に準じて計算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を控除した金額

10　法第四十二条の十二の七第八項に規定する法人の対象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

11　法第四十二条の十二の七第九項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと　その承認の効力が生じた日

二　当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと　その有することとなつた日

三　当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

12　法第四十二条の十二の七第九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の四第二十二項」を「第四十二条の四第二十三項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、「を法」の下に「第四十二条の四の二第五項、」を加え、「第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項」を「第四十二条の十二第十二項」に、「第四十二条の十二の五第十項又は」を「第四十二条の十二の五第九項、」に、「において」を「又は第四十二条の十二の七第十一項において」に改め、同条第三項中「第四十二条の十三第五項第一号イ⑵」を「第四十二条の十三第五項第一号ロ」に改め、同条第七項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第九項中「第四十二条の四第八項第三号」の下に「（法第四十二条の四の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第二号（同条第十八項」を「法第四十二条の四第八項第二号（法第四十二条の四の二第二項」に、「第三号に」を「第四号に」に改め、同条第十項中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第八号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十三第七項第四号」を「第四十二条の十三第七項第五号」に改め、同項第一号ロ中「第四十二条の十三第七項第三号ロ」に、「同項第三号」を「同号」に改め、同条第十五項中「同条第五項第一号イ」を「同条第五項第一号」に、「同号イに」を「同号に」に、「同号イ又はロに定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第十六項中「第四十二条の十三第七項第四号及び第八号」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ及び第五号」に改め、同項第二号中「第四十二条の十三第七項第四号ト又はチ」を「第四十二条の十三第七項第三号ロ⑺又は⑻」に改める。

第二十七条の十四を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する通算法人の同号の五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度（第二号において「他の事業年度」という。）における法第四十二条の四第四項の規定の適用について同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額の合計額に第一号に掲げる金額の同号及び第二号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該五年内事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該五年内事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）

二　当該他の通算法人の法第四十二条の四第四項の規定により当該他の事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（同項の規定の適用について同条第十四項の規定により当該他の事業年度後の各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額）の合計額

第二十八条第二項第一号中「するもの」の下に「で、同法第三十九条の二第二項第二号に規定する認定事業基盤強化事業者が製造したもの」を加える。

第二十八条の五第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「割合」の下に「（次号において「公共施設面積割合」という。）」を加え、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において「都市利便増進施設整備費用額」という」を、「こと」の下に「（事業区域の全部又は一部が法第四十七条第三項第一号に掲げる地域内にある場合には、都市利便増進施設整備費用額が十億円以上であること及び公共施設面積割合が百分の十以上であること。）」を加える。

第二十九条の三を削る。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十条第三項第一号中「又は第四十六条から第四十八条まで」を「、第四十六条又は第四十七条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

以後中略

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第五十五条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、新法第四十二条の十二の五第一項の法人又は同条第二項に規定する中小企業者等のこれらの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この条において「適用年度」という。）に係る新法第四十二条の十二の五第四項第七号イに規定する雇用者給与等支給額を当該適用年度終了の日における旧法第四十二条の十二第六項第四号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イに規定する地方事業所基準雇用者数をいう。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一　当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（同項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数

二　当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第六項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数から当該法人又は中小企業者等が当該適用年度において改正法附則第五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ　特定新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第六項第十号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　特定非新規雇用者基礎数のうち旧法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第十八条　施行日から附則第一条第七号に定める日の前日までの間における新令第二十七条の十三第二項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の六第十七項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の六第十七項」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十九条　新令第二十八条第二項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十三条第一項に規定する特定船舶（法人が施行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取得をする新令第二十八条第一項に規定する海洋運輸業の用に供される船舶（以下この項において「経過船舶」という。）を除く。）について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十三条第一項に規定する特定船舶（経過船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2　新令第二十八条の五第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3　新令第二十九条の二第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措置法第四十七条第三項に規定する特定都市再生建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する特定都市再生建築物については、なお従前の例による。

4　改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十八条の規定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、なおその効力を有する。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第二十条　新令第三十九条の二十八第一項第一号の規定は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新令第三十九条の三十二の三第十二項の規定は、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同項に規定する投資法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　旧令第三十九条の三十三第二項及び第三項の外国法人が施行日前に有することとなった租税特別措置法第六十七条の十六第一項に規定する対象国内源泉所得については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新令第四十二条の三第二項の規定は、施行日以後に新法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得する場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十六条第一項第三号の土地に関する権利を取得した場合における同号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十四条　地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び第八十二条」を削る。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十五条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条中「第五条の三」を「第五条の四」に、「同条第十項第三号イ」を「同条第三項第三号イ」に改める。

附則第四十三条第二項中「第二十七条の四の」を「第二十七条の四及び第二十七条の五の」に、「同条第十六項第二号」を「同令第二十七条の四第十六項第二号」に、「第二十七条の四第二十四項第三号イ」を「第二十七条の五第二項第三号イ」に、「第二十七条の四第二十四項第三号ロ」を「第二十七条の五第二項第三号ロ」に改める。

附則第五十条第三項中「新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項（新租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項（同令」に、「は、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号」を「は、同令第三十八条の四第三十七項各号」に、「し、新租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十九項各号」を「し、租税特別措置法施行令第三十八条の四第三十七項各号」に改める。

附則第五十七条中「第三十九条の二十四の二第二十項」を「第三十九条の二十四の二第二十三項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十六条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第二項中「。第十五項第一号ロ(1)」を「。第十八項第一号ロ(1)」に、「同条第十五項第一号ロ(1)」を「同条第十八項第一号ロ(1)」に改める。

第二十七条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第五項中「新令」を「租税特別措置法施行令」に、「第三十項」を「第二十八項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二十八条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の項第二号中「第二十六条第二十二項（同条第三十二項」を「第二十六条第二十三項（同条第三十七項」に改める。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第二十九条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十八条の四第三十九項第一号」を「第三十八条の四第三十七項第一号」に、「前条第三十九項」を「前条第三十七項」に改める。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗